

支部研修会から



## 『外国人労働者について（Ⅱ）』

宮川安江

前号では、外国人労働者の必要性、外国人雇用するにあたり必要とする手続きなどについて述べてきました。

### ●雇用契約書の作成

(1)労働基準法等に即した労働条件を明示する。

外国人を雇用する場合も、日本人と同様に労働関係法令が適用されるため、これに即した労働条件を明示することが必要です。

(2)在留資格の基準を満たす。

報酬が日本人と同等以上の額であることや、業務内容が在留資格の活動範囲内なことなど、雇用契約書の記載内容のが在留資格の基準を満たしている必要があります。

(3)不許可時を想定した条項を盛り込む

不許可の場合を想定し、在留資格の取得を条件として雇用契約が効力を有する、と言った条項を盛り込んでおきます。

(4)翻訳文をつける

外国人が内容を十分に理解できるよう、できれば外国人の母国語に翻訳した者を作成する。

○「技術・人文知識・国際業務」の雇用契約書

休憩の時間	正午～午後1時
休日	毎週 [土曜日、日曜日] / その他 [国民の休日及び当社規定の休日]
所定時間外労働	(有・無)
休日労働	(有・無)
休暇	就業規則第○条による
賃金	月額 220,000 円
手当	通勤手当
賃金の支払	締切日：毎月15日 支払日：毎月25日 支払方法：指定の銀行口座に振り込む
昇給の有無	(有・無)
賞与の有無	(有・無) 年2回

休憩の時間	正午～午後1時
休日	毎週 [土曜日、日曜日] / その他 [国民の休日及び当社規定の休日]
所定時間外労働	(有・無)
休日労働	(有・無)
休暇	就業規則第○条による
賃金	月額 220,000 円
手当	通勤手当
賃金の支払	締切日：毎月15日 支払日：毎月25日 支払方法：指定の銀行口座に振り込む
昇給の有無	(有・無)
賞与の有無	(有・無) 年2回

○「特定技能」の雇用契約書

・所定労働時間が、同じ企業の通常の労働者と同等である

・報酬額が、日本人が従事する場合と同等以上である

・契約期間満了した外国人の出国を確保するための措置がある

・一時帰国した場合、休暇を取得させることなどの事項を盛り込む

退職に関する事項	定年制 [有 (60歳 / 無)] 継続雇用制度 [有 (65歳まで) / 無] 自己都合退職の手続 (退職する14日以上前に届け出ること) 解雇事由及び手続 就業規則第○条による
その他	労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入する。 本契約は日本政府により入国 (在留) 許可されない場合には発効しないものとする。
事業所名称	株式会社△△△△
所在地	〒××× - ×××× 東京都港区○○○1-2-3
雇用者職氏名	代表取締役 雇用一朗
労働者氏名	KAIGAI JOHN

●ビザの申請

国内採用時と海外採用時で異なります。国内採用時は現在の在留資格を就労可能な資格に変更する在留資格変更許可申請をします。一方海外採用時は海外から外国人を呼び寄せる手続き在留資格認定証明書交付申請をし、さらに海外で査証申請が必要となります。手続きに係る期間は、国内採用時で1～2ヶ月、海外採用時で4～5ヶ月必要です。

●就労開始・ハローワークへの届出

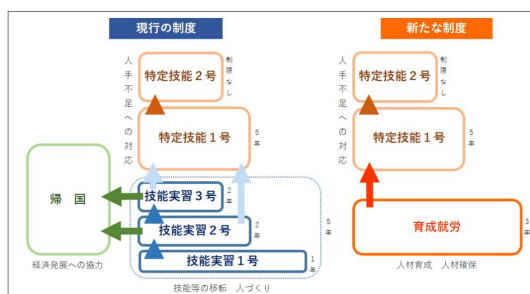
届出者	届出の種類	届出のタイミング	届出先
雇用主	外国人雇用状況の届出	外国人の雇入時・離職時	ハローワーク
外国人	住居地の届出	転居時・入国時等	市区町村
	所属機関に関する届出	退職時・転職時、所属機関の所在地・名称変更・消滅時	入管
	氏名・国籍等の変更届出	氏名・国籍等の変更時	
	在留カードに関する手続き	在留カードの紛失時等	

●技能実習制度から育成就労制度へ

技能実習制度が我が国での技能との習得を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的とする制度であるのに対し、育成就労制度は、我が国の人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする制度です。このような制度目的の違いを踏まえ、育成就労制度では、外国人を労働者として適切に権利保護するという観点から、技能実習制度では認められなかった外国人本人の意向による転籍を一定の条件の下で認め

ることなど定めています。

受入対象分野を特定産業分野のうち就労を通じて技能を習得させることが相当な者に限り、原則3年間の就労を通じた人材育成によって特定技能1号の技能水準の人材を育成することを目指すこととしています。(2027年改正法施行)



	技能実習制度	育成就労制度
在留資格	技能実習1号 2号 3号	育成就労
在留期間	通算最長6年	原則3年
受入れ対象分野	移行対象職種	育成就労産業分野
分野ごとの受入れ上限数	設定なし	設定あり
当初の日本語能力要件	原則なし(介護はN4)	N5又は相当の講習
転籍	原則不可	可能
受入れ機関ごとの人数枠	あり	あり